

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「時短営業要請」です。

飲食店の皆さまへの お願い

対象地域：県内全域

- ・ 営業時間の短縮に御協力願います。
- ・ 営業は午後 8 時までとしてください。
(酒類の提供は午後 7 時までとしてください。)

※ ただし、宅配・テイクアウトサービスなどは除きます。

- ・ 期間：**令和 3 年 5 月 1 5 日（土）から**
令和 3 年 5 月 3 1 日（月）まで

新型コロナウイルス感染再拡大防止のため、アクリル板を用いた仕切りの設置または最低 1 m の間隔を空けたテーブル・座席の配置など、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底をお願いします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（時短協力金）

営業時間の短縮に応じていただいた飲食店等を対象に協力金の制度を設けています。（1日当たり 2.5 万円～（売上高に応じて））

[新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に関するホームページ]

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/kyoryokukin-zenken.html>

このチラシに関する問い合わせ先：
福島県新型コロナウイルス感染症対策本部（時短要請コールセンター） TEL024-521-8562

福島県

令和 3 年 5 月 1 5 日